

告示

埼玉県告示第百九十二号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第七条第一項の規定により、次の地域をふるさと緑の景観地として指定する。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

ふるさと緑の景観地の名称及び区域

名称	区域
所沢市北中ふるさと緑の景観地	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘五丁目九四五番一